

天地有機

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田 6-15-11

電話 03-5812-8055

公示

2010年定期総会を下記要領にて開催いたします。

理事長 齋藤 修

記

期 日 2010年1月23日(土) 16時30分より

会 場 東京都千代田区 和泉橋区民館

(JR・東京メトロ 秋葉原駅下車3分)

議 題 2009年度事業活動報告

2009年度決算報告

2010年度事業活動計画

2010年度予算計画 その他

- * 2009年度の事業活動を総括し、2010年度の活動計画や予算を決定する年次総会です。
- * 2009年分会費の納入が完了している会員が、議決権を有します。会費の納入忘れにご注意ください。
- * おって議案書をお送りします。

この冬の講習会

☆ 有機農産物の生産行程管理者講習会

1月16~17日 新潟・南魚沼市

1月27~28日 東京・秋葉原(和泉橋区民館)

詳細は有機中央会事務局にお問い合わせください。

☆ 有機JAS検査員研修会

1月20~21日の宮城会場をはじめ、2月23~24日の大阪会場まで全国で5回開催

詳細は本紙16ページをごらんください。

今号の内容

- ・ 改正有機JASQ&Aより
- ・ 有機JASの国際的同性交渉の現状から
- ・ 有機JASとNOP(米国国家有機計画)基準の違い(第1回)
- ・ 理事寄稿
「日韓中稲作技術会議に参加して」
- ・ 研修生レポート
ささかみ農協第2回
- ・ 生産者(庄内の菅原専一さん)紹介
事業者(第一コーヒー)紹介
- ・ 地方自治体のすすめる有機農業支援制度は(鹿児島県)

改正「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」より

2009年10月27日より施行された「有機農産物の日本農林規格」の改正点については前号（天地有機34号）でお知らせしましたが、解釈や説明についてのQ&Aも改正されました。改正部分の重要な点を抜粋し掲載します。

なお、全文は農水省ホームページの以下のサイトで入手できます。

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_0911qa.pdf

紙マルチについて

問83：古紙に由来するマルチ資材は、古紙の原材料に制限があるのですか。また、基準で示している「製造工程」とは、最終の商品の生産に該当する行程のことですか。また、生分解性マルチは一般管理で使用可能ですか。

回答：主に段ボール古紙を原材料とした脱墨パルプを使用した資材を想定しており、基準に示している「製造工程」とは、原材料の古紙を最終製品の農業資材にまで加工する行程を指します。また、生分解性マルチは使用できません。



シーダーテープについて

問84：種子が帯状に封入された農業用資材について、種類は問わないのですか？ コットンリントー由来に限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能ですか。

回答：種子が帯状に封入された農業用資材については、その素材としてポリビニルアルコール、コットンリントー及びパルプの三種類がありましたが、その中で、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないコットンリントー由来の再生繊維を原料とするもののみを使用可能資材としました。なお、形状は種子を封入するために必要な幅の帯状の資材に限定しており、マルチ資材を兼ねるようなシート状の資材は該当しません。

別表に記載されている物質の一部変更

問95：有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

回答：

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物のJAS規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第10条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。

例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。

3 なお、有機JAS規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材並びに調整用等資材については、同規格第4条において「製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る」とされているところです。

(参考)農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件（平成十二年農林水産省告示第千五号）

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬	硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤
二 肥料及び土壌改良資材	硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

遺伝子組換え作物由来のたい肥

問 96：遺伝子組換え作物に由来するたい肥の使用は認められますか。

回答：平成 18 年度の改正において「肥料等の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。」と規定され、たい肥についても組換えDNA技術の使用が明確に排除されることとなりました。

しかしながら、現状では植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品及び繊維産業からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材のそれぞれについて、遺伝子組換え作物に由来していないことを確認することが現実的には難しい状況にあります。このため、これらの資材の活用が困難となることを考慮し、今回の改正では附則において、当分の間使用することができるとされています。

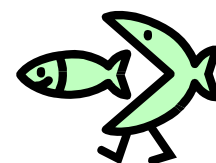
なお、ここで言う当分の間とは、有機農産物のJAS規格の平成 23 年度の定期見直しの改正までの期間を指します。

食品製造業等に由来する副産物

問 97：平成 17 年の改正において、別表 1 の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。

回答：平成 17 年の改正において、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除き、防腐等のための化学的な処理をしないことが使用条件になりました。

このため、改正前の基準では使用可能であった食品として許可される範囲内での化学的な処理や



食品添加物等を添加された食品製造業からの有機質副産物等は該当しません。

しかしながら、これらの有機質副産物等についても、他の物質を混入させることなく発酵させたものは、「発酵した食品廃棄物由来の資材」に該当するため使用可能です。

魚かす粉末について

問 98：平成 17 年の改正において、有機農産物の J A S 規格の別表 1 から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。

回答：有機農産物の J A S 規格の別表 1 の内容を精査・整理したことに伴い、改正後のこれらの資材については、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」に含まれることとなります。

このため、同規格第 4 条の「ほ場における肥培管理」の項に記載されている基準を満たし、かつ別表 1 の当該資材の基準に記されている、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」の条件を満たしていれば、有機農産物の栽培に使用することができます。

貝化石肥料について

問 99：「貝化石肥料」は別表 1 の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

回答：平成 18 年の改正において、別表 1 の肥料については、肥料の規定方法を肥料取締法の名称にかかわらず、できるだけ具体的にポジティブリスト化する規定ぶりに改めることとしました。このことから、「炭酸カルシウム肥料」を「炭酸カルシウム」と改めるとともに、「貝化石肥料」についても主成分が炭酸カルシウムと同一であることから、「炭酸カルシウム」として取扱うこととしたところです。従って、「貝化石肥料」は使用可能です。また、「サンゴ化石」についても使用可能です。

注意！！

○ 着色石松子 → 使用できません。

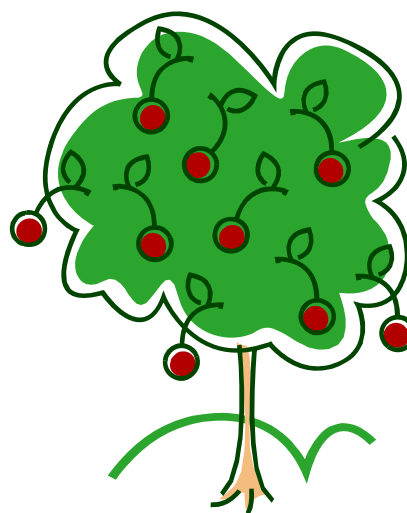
* 人工受粉の際に使用する花粉の増量剤である着色石松子に関しては、平成 17 年の改正で使用禁止資材が定義され、猶予期間を経過したため、使用禁止資材にあたります。

○ 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤

→ 使用可能な具体的物質名は Q & A (問 108) に
リストアップ

* 微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められない抗生物質等が含まれているため使用不可のものがあるので注意。

* コロマイト、スピノエースなどが有機に使用できない生物農薬製剤にあたります。



一 有機 JAS の国際的同等性交渉の現状から 一

アメリカ、EUと日本の現在の関係

日本も、アメリカも、EUもそれぞれの国の有機基準があります。コーデックス・ガイドライン（各国の有機基準の基礎となっている国際規格）により統一性をもっていますが、違いもあります。

それぞれの国で有機食品としての表示を行うには、それぞれの国の有機基準にしたがう必要があります。国が独立国家である限り当然のことですが、商品が国際的に取引されているために、国家間の調整が行われています。

日本は、アメリカ合衆国、EU諸国をはじめ現在20カ国の有機認証制度を日本のJAS制度と同等と認めています。このことから、それらの国々の有機認証制度のもとに有機認証を受けた製品は、それぞれの国の政府の輸出証明により日本の認定輸入業者が有機JASマークをつけて、有機食品として日本国内に流通させることができます。

いっぽう日本の有機JASの認定を受けた事業者が格付したものは、アメリカやEU諸国で有機食品として流通させることができません。あらためてEUの認定、NOP（ナショナルオーガニックプログラム＝米国国家有機計画）の認定を取得する必要があります。それも今はEUの登録認定機関やアメリカのNOP登録認定機関に申請し認証を受けなければなりません。

EUは同等性承認へ、アメリカは日本政府による登録認定機関の登録

EUとの関係にあっては、来年あたり同等性の承認となる見込みとのことです。さきごろEUによる日本の有機JAS制度の実地検査が終了し、判定を待つ段階になっています。

EUが同等性を承認した場合には、日本の登録認定機関が農林水産省の選考をへてEUのリストに登録されます。EUのリストに掲載された登録認定機関の認定を受けた事業者の格付したものでEUの基準に適合した製品は、EU域内で有機食品として流通・販売することができるようになります。

アメリカの場合は、同等性の承認にはなりません。あくまでアメリカの有機基準（NOP）の認証を受けなければアメリカ国内では有機食品として流通・販売させることができません。しかし、その認証を行う認定機関を登録認可する権限を、アメリカ政府は日本の農林水産省に付与しました。このことにより日本の認定機関はアメリカ政府に申請する必要なく、日本の農林水産省に申請することによって、NOPの認証を行う登録認定機関になることができるようになりました。



Figure 1

NOPの認証を希望する日本の事業者は、日本の登録認定機関に日本語で申請し、NOPの認証を取得することが可能になります。

有機中央会では…

有機中央会は、EUに対してはリストへの登録、アメリカに対してはNOPの認定機関への登録を申請し、アメリカ、EUに有機食品の輸出を希望する事業者のみなさんが有機中央会で認証の取得が可能になります。

有機JASとNOP基準の違い（第1回）

事業者のみなさんがNOPの認証を取得しようとする場合、有機JASの基準そのままというわけにはいきません。基準の大半は共通ですが、違う点があります。今回から3回ほどにわけて、有機JASの基準に付加していかなければならない点を説明します。

★家畜糞尿を利用する上での違い★

有機JASでは別表1「肥料および土壌改良資材」において「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物（家畜および家きんの）由来の資材」を使用できるものとしていますが、その生産方法までは言及していません。

いっぽうNOPでは「植物性並びに動物性由来の資材の管理については、病原体、重金属もしくは残留禁止物質による作物、土壌ないしは水の汚染を防止するよう対策を講じながら、土壌の有機物含有率を維持改善させなければならない。」として肥培管理に使えるたい肥を「下記の工程を経て生産されたもの」と規定しています。

- ① 当初のC/N比を25から40の間に設定する。
- ② 容器内または通気型堆積システムを用いる場合、55℃から76.7℃で3日間保持する。
- ③ ウインドロー型システムを用いる場合、55℃から76.7℃で15日間保持し、その間切り返しを5回以上行う。

これは、易分解性有機物（新鮮な家畜糞尿など炭水化物やたんぱく質が多いもの）を施用すると、一時的に土壌微生物が大繁殖し、病原菌や害虫の繁殖、有害物質による成育阻害、過剰なアンモニアによる生育阻害、雑草種子の伝播、水田では土壌の異常還元や有機酸の生成などの害があるからです。

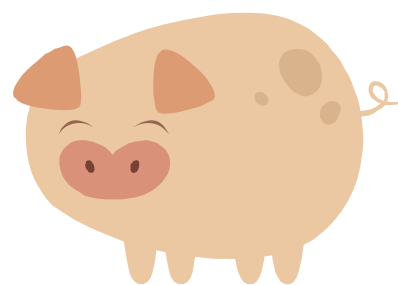
★どのような家畜糞尿が使えるのか

有機JASでは「遺伝子組換え技術により得られた農産物を家畜等の飼料とし、その家畜から得られた乳製品や食肉等のように間接的に得られたものは「遺伝子組換え技術により得られるもの」には含まれません」としています。

しかしNOPでは、遺伝子組換え技術によって得られた農産物を飼料とした家畜から得られる糞尿も、有機の生産には使えないとしています。

また、工業的畜産由来のふん尿は銅、亜鉛などの重金属や抗生物質等を含む場合が多いため、コーデックスの有機農業基準で堆肥材料として使用することが禁止されています。有機JASではこうしたことを規定していませんが、注意が必要なことです。

***工業的畜産については、次回で解説予定**



（次回に続く）

理事の寄稿

内山和夫氏は、日本生協連で産直担当として産直事業を推し進める立場にある。この1月から本会の理事を務めていただいている。日本生協連の仕事でこの夏に韓国で開かれた稲作技術会議に参加された。その様子を、寄稿いただいた。(編集部)

第10回 日・韓・中環境創造型稲作技術会議に参加して

有機中央会理事 内山和夫 (日本生協連産直担当)

2009年8月4日～6日に韓国・慶尚北道 蔚珍郡(ウルチンゲン)で開催された「第10回日・韓・中環境創造型稲作技術会議」へ出席した。

開催地の蔚珍郡(釜山空港から車で約4時間)は「親環境農業」の優秀実践地域である。

本会議には日本から稲葉光圀氏(NPO民間稲作研究所)、岩渕成紀氏(NPO田んぼ)、原耕造氏をはじめとするNPO生物多様性農業支援センター関係者、有機農業生産者、パルシステム連合会関係職員、中貝市長をはじめとする豊岡市の役職員とJAたじまの役職員等23名、韓国からは地方自治体(慶尚北道知事、ウルチン郡首)をはじめとする関係役職員、韓国農業大学の金種淑教授(韓国有機農業学会・会長)をはじめとする複数の大学の先生と学生、生協関係者、親環境農業に取り組む生産者グループの代表等約300名、中国は吉林省有機農業関係の役職員と有機食品(特に米)を取り扱う企業(有限公司)関係者等26名と、この参加状況(参加しているグループと人数)が、3国の有機農業、環境保全型農業の取り組みの状況を如実に物語っている。

韓国においては、1997年に「親環境農業育成法」を成立させ、1999年からこのための直接支払いを開始するなど、面も含めて日本より先行した取り組みを展開している。

韓国は、1993年のガットウルグアイラウンド締結を非常な危機感を持って受けて止めその対処策として、「親環境農業」政策を法制化し、直接支払いを開始したこともあり、「親環境農業」



への国民的関心はかなり高まっている。しかし、この環境直接支払いを継続的な政策にしていくためには、より高い国民的合意が必要であり、そのためにも「生物多様性」に対する水田の役割を国民に知らしめて行く状況にある。

一方、農民は、「親環境農業」の重要性を認識しつつも、その技術を受け入れるには高齢化もあり消極的な側面がある。戦後40年で身に染み込んだ「慣行栽培」の技術体系から「親環境農業稲作」への技術変換して行くための技術の確立と現場での普及活動が重要であると認識されている。

*親環境稲作の栽培区分 (栽培区分に応じて直接支払いの金額が異なる)

- A : 有機 (転換期間中も含む)
- B : 無農薬栽培
- C : 低農薬栽培 (除草剤1回使用)

日本においては、1999年の「食料・農業・農村基本法」制定され、持続農業法や「農地・水・環境保全向上対策」による直接支払いが、時限的に施されては来ている。また、2006年に有機農業推進法が制定されたが、日本の有機農業を含む環境保全型の取り組みは、欧米に比べて約15年、韓国に比べて約10年遅れてやっと本格化しつつある（点から面へ、ようやく緒についた段階）といえる。

また、「持続的な農業」の推進ツールが、環境保全型農業と有機農業のダブルスタンダードとなり生産現場や国民には分かりづらく、改めて有機農業とは何か、その本質に迫ることが求められており、「生物多様性」が重要なキーになっている。

一方、生物多様性稲作（有機稲作）の生産技術に関しては、日本は非常に高い水準にある。これらは、全て民間や篤農家によって確立されてきたものであり、稲葉光圀氏（民間稲作研究所代表）は、その第一人者である。稲葉氏は、韓国、中国に限らず他の東南アジアの稲作指導及び研究者等の受け入れもやっておられ、今回の会議で、最も各国代表から尊敬の念をもって迎えられた、いわばこの世界でのVIPである。



中国の有機米の約半分は、吉林省で、企業集団（有限公司・責任公司）によって生産されており、農民はその働き手という位置付け。環境保全型農業・生物多様性農業への関心は薄い。これは、有機農産物を有力な輸出産品として国家戦略に位置付けてきた由縁でもある。

今回の会議でも有機稲作を中心とした企業の取り組みが紹介され、技術的な課題に関する問題提起は少なく、アイガモ農法とカニ農法による有機稲作で十分達しているという認識であることが窺がい知れた。

1999年に施行された「食料・農業・農村基本法」により、農業の多面的機能の発揮、自然環境機能の維持増進が強調されてはきたが、上述したとおり、日本の有機農業を含む環境保全型農業への取り組みは、欧米に比べて約15年、韓国に比べて約10年遅れてようやく本格化しつつある。

日本における持続的循環型農業を普及・拡大しているための主な課題は、持続的循環型農業を基本とする哲学の確立、関係する多数の類似概念（有機・環境保全型・生物多様性）の整理、技術の研究開発、教育・広報活動（特に国民的合意形成）、販売力の強化、国際交流の拡大、そして政策支援（＝環境直接支払いの強化）である。

持続的循環型農業を基本とする哲学を確立するにあたり、「生物多様性」が鍵になる。

特に稲作においては、2008年韓国で開催されたラムサールCOP10D採択された「水田決議」のとおり、水田は優れた人工の湿地であり、農法次第で生物多様性を育む環境を提供する。

東アジア・モンスーン特有の豊かな自然環境を栽培体系に取り組むことは、日本における水田の公益的価値を開花・発展させるだけでなく、東アジア・モンスーン地域における「自立した家族経営」を進めることにも役立つ。（アジア・アフリカの飢餓と貧困を救う課題の一つとして、「自立した家族経営による農業の確立」は欠かせない課題。そのための技術支援と教育体制確立への支援が必要）。

2010年に、日本（名古屋）で開催される生物多様性国家戦略会議においては、生物の多様性を活かした水田農業が持っている優れた環境創造機能を参加各国に伝えることになると思われる。（終わり）

研修生 レポート

‘ゆうきの子’に支えられ

検査員研修生 外山 浩子（早稲田大学大学院生）

山粧う11月中旬、新潟県阿賀野市笹神地区を再び訪ねた。7月に訪れた時とは風景は一変、車窓を流れる一面の刈り田には人影もなくひっそりとしている。来る冬を待つばかりと言わんばかりだ。だから、この田んぼのあちこちで餌をついばむ丸々と太った白鳥の白さがひときわ鮮やかに見える。そんなひっそりとした刈り田の中で、黙々と作業をしている人びとがいた。エコファームささかみ（株）のメンバーだ。笹神地区に立地する堆肥工場「ゆうきセンター」で製造した堆肥「ゆうきの子」をマニュアルスプレッターで散布しているのだ。



笹神地区では、2008年度実績で約870haの水田に、1㎡/10aの堆肥を散布している。笹神地区（JAささかみ管内）の水稲作付面積は約1400haだから、なんと62%の水田にこの堆肥が散布されていることになる。さらにこの870haのうち757haに、有機栽培米と減農薬・減化学肥料栽培米が作付けられている。一方、装備しているマニュアルスプレッターは4台である。台数に比べて散布面積が広いので、秋撒きだけでは間に合わない。だから秋と春に分けて散布する。1台のマニュアルスプレッターが1日に散布できる面

積は5ha。午前8時から暗くなるまで、今なら午後4時半ごろまで作業が続く。4台のマニュアルスプレッターと30人のオペレーターは毎日フル稼働である。10月中旬に開始した今年の散布作業は、天候にもよるが、順調に進めば11月28日に終了予定だという。

堆肥「ゆうきの子」がこれほど広範囲に散布されているということは、すなわちこの堆肥が農家に支持されているということである。「ゆうきの子」とはどのような堆肥なのだろう。ささかみ農業協同組合（以下、JAささかみ）営農販売交流課の田中政喜さんにお話を伺った。

■ゆうきセンターの概要

まず、ゆうきセンターの概要をみておこう。

ゆうきセンターは、旧笹神村を事業主体として（現在の事業主体は2004年の市町村合併により阿賀野市）1990～1991年の2年かけて、笹神地区の西南の端、大室集落の財産区内に建設された。敷地面積9445㎡、総事業費3億8000万円で、その内7000万円がふるさと創世資金、残りは畜産環境対策事業からの補助金である。現在は阿賀野市から委託を受けたJAささかみが管理運営している。

原材料は牛糞、鶏糞、籾殻で、JAささかみ管内の畜産農家と稲作農家から提供される。牛糞は酪農家2戸の乳用牛40頭と肥育農家1戸の肥育牛80頭から、鶏糞は、養鶏農家2戸の年間約13万羽のプロイラーからの提供である。また、籾殻を回収するために、管内14箇所に籾殻集積場を設けている。

堆肥製造のための原材料の割合は制御盤でコントロールされている。まず、牛糞、鶏糞、籾

殻が原料供給槽に投入され、攪拌され、ビニールや石木片等が除去される。次に地下貯留から吸い上げられた牛尿が、牛糞、鶏糞、粃殻とスクルーコンベアで混ぜ合わされる。その後ベルトコンベアで屋内堆積場へ送られ、堆積される。堆積された堆肥（原料）の温度は急上昇し、約80度の発酵熱をピークに、堆積後5日～7日の割合で全5回ほど、ショベルで切り返しを行う。醗酵工程は約40～45日で終了、堆肥「ゆうきの子」が完成する。

原材料の処理量は日量で牛糞12m³、鶏糞12m³、牛尿2t、粃殻30m³で、製品としては30m³/日の堆肥が製造できる。だから堆肥工場の稼働日数を年間約200日とすると、最大製品出来高は約6000m³/年である。水田には1m³/10a散布するので、600ha分の堆肥が製造できることになる。現在は堆肥散布の希望者が多く、冒頭で述べたように、約870haの水田に散布しているので、8700m³の堆肥が必要となる。従って、稼働日数を多くして堆肥製造量を増やしているが、堆肥工場の製造能力を既に超えており、これ以上の製造は難しい。

「ゆうきの子」の成分は、財団法人新潟県環境保全事業団の分析によると、窒素含有率1.67%、リン酸2.62%、カリウム1.19%である。

さて、気になるのは価格である。「ゆうきの子」1m³あたりの生産コストは、原材料費、労務費、水道・光熱費、資材・管理費を含め約6000円である。また、マニユアスプレッターによる散布料金が、燃料費と労賃合わせて約2000円/10aである。従って、農家の方々にとっては、約8000円/10aの負担となる。堆肥散布を開始した当時、化学肥料のコストは約5000円/10aだった。農家の方々に化学肥料から堆肥の使用へ切り替えてもらうためには、散布費用を含めて5000円/10a以内に料金を設定する必要がある。そこで当時の笹神村が、堆肥と堆肥散布に対して「土づくり補助金」を交付することになり、またJAも助成し、最終的な農家負担を5000円/10a以内に抑えることができた。以後、補助額に変動

があるにせよ、補助金は交付され、合併して阿賀野市になった後も継続された。が、今年度から大幅に減額された上、交付期間は2013年までの5年間とされた。

■安全で美味しい米作りは土作りから

笹神における堆肥作りの取り組みは、特別栽培米の栽培への取り組みなしには語れない。だからここでもまた、「JA ささかみと生協（パルシステム協同組合連合会、旧・首都圏コープ事業連合）との交流が大前提」と、田中さんは言う。

特別栽培米に取り組み始めたのは1988年。1987年9月の食管法の一部改正により、特別栽培米制度が創設されたことによる。生協との交流開始から10年を経てようやく米の産直が可能となったのである。ところが、制度的には産直が可能になっても、生産者誰一人として特別栽培米の栽培に賛同しなかったのである。なぜなら笹神は、ダシの風と呼ばれる強い風がふき、またイモチ病やカメムシ等の病害虫常発地域とされており、ほとんどの農家が「減農薬・減化学肥料栽培などんでもない。そんなことをしようものなら大被害を被る」と考えていたからである。初年度は10軒の農家が、“失敗覚悟”の上、3.6haの水田で特別栽培米の栽培に取り組むことになった。ところが、うれしいことに予想に反して、初年度の平均反収は9.5俵、慣行米と比較しても反収は落ちなかったのである。そしてこの特別栽培米は消費者としての生協組合員618人の食卓に届き、大好評を博した。翌1989年は特別栽培米作付面積7.3ha、生産者数13人、翌々年は作付面積13.5ha、生産者数24人・・・、というふうに、面積・生産者数ともに年々増加していく。

「土作りをしないと、美味しいささかみのお米は作れない」——特別栽培米の栽培を機として、消費者に喜ばれる、より安全で美味しい米を作るためには、自分たちの手による堆肥作りが必要だ、ということ強く感じるようになって

た。

1989年に、竹下首相の旗降りの下、全市町村に1億円の「ふるさと創世資金」が交付された。笹神村では商工観農の話し合いの結果、有機質堆肥の製造工場「ゆうきセンター」を建設することになった。とはいえ、地域全体の活性化のために利用すべきふるさと創世資金1億円を農家のためだけに使うのはいかなものか、という反対の声もあり、結局1億円のうちの7000万円が、堆肥工場の事業費に充てられることになった。そして「土づくりは村づくり」を合言葉に、1990、91年の2年をかけて、堆肥工場「ゆうきセンター」が建設された。

■堆肥散布をベースに特別栽培米から有機栽培米へ

かくして、1992年、自分たちの手による堆肥作りが開始された。1993年からはこの堆肥が散布できるようになった。1992年の購入堆肥散布面積32.4haに対し、1993年の自家製堆肥散布面積は159.1haである。翌1994年には288.5haになり、年々散布面積は増加していく。農家自身が堆肥の効果を実感したためであろう。

ところで堆肥作りの目的は、「土づくり」と合わせ安全で美味しいささかみのこだわり米（特別栽培米）を栽培することだった。では、堆肥散布面積の増加に比例して、特別栽培米の栽培面積も拡大したのだろうか？ 残念ながら当時は否。例えば1992年の特別栽培米栽培面積は32.4haで、購入堆肥散布面積と同じである。ところが、自家堆肥が散布できるようになった1993年も前年と同じ32.4ha、堆肥散布面積が飛躍的に拡大した1994年も55.9haである。

ところが、1996年に、JA ささかみが「第一回全国環境保全農業推進コンクール」で「農林水産大臣賞」を受賞すると状況は一変する。その年の特別栽培米の栽培面積が前年の74.3haから131.6haへ、約1.8倍に拡大したのである。「この受賞によって、農家自身に、環境保全型農業への取り組みに対する自覚が芽生えたのだと思

う」と田中さんは振り返る。以来、特別栽培米の栽培面積は年々倍々の勢いで伸びていく。そしてその面積が500haの大台に乗った1998年、さらに前進すべく、有機栽培への取り組みが始まるのである。



■ゆうきセンターが直面する課題

一般に、多くの堆肥工場が赤字で苦しむ中、笹神地区の「ゆうきセンター」はその運営において赤字を出していない。利用者も多く、稼働率も高く、順風満帆に見えるが、実は大きな課題に直面している。

1つは、前述のとおり、堆肥散布面積の拡大により、堆肥が不足していることだ。堆肥工場は既に製造能力の限界を超えている。にもかかわらず、減農薬減化学肥料栽培面積は今後も拡大が見込まれ、その栽培基準として堆肥「ゆうきの子」の使用を義務付けている以上、堆肥は絶対に必要なのである。

2つめに、堆肥工場の老朽化と、4台のマニュアスプレッターが更新時期を迎えていることである。マニュアスプレッターは10年以上使用しており、耐与年数をゆうに越えている。特殊な機械なのでリースもなく、4台を新車に買い換えると3000万円は必要だ。しかし、ゆうきセンターには、工場の改築費やマニュアスプレッターの更新費を積み立てるほどの余力がなかったため、積み立てはしてこなかった。

3つめは、市からの堆肥散布に対する補助金が2013年以降も継続されるかどうか、見通せな

いことである。補助金がなければ、農家負担が大きくなる。また、堆肥散布面積が多いので、散布時期も遅くなり、そのことが農家の苦情となっている。

4つめは、ゆうきセンターの運営面である。たとえば、現在、農協の臨時職員扱いになっているゆうきセンター職員の労務的な課題等、様々な問題を抱えている。

■堆肥工場から肥料工場へ

これではまるで八方塞がりである。その解決策は？ 「堆肥工場を肥料工場へ切りかえること」と田中さん。「今は堆肥のほか購入した有機質肥料も水田に投入しています。そこで、地域の有機質資源を再利用して、堆肥と肥料の両方を兼ね備えた密度の濃い、窒素成分の高い肥料が製造できないか、と。さらにそのペレット化を考えています」。地域の有機質資源とは、牛糞、鶏糞を始め、豆腐工場のおから、精米工場の米ぬかなどである。実現すれば、まず直面する1つめの課題である堆肥の不足が解決する。勿論、堆肥工場から肥料工場への建て替えが前提となるが、ペレット化されれば堆肥散布の必要がなくなるので、2つめのマニユアスプレッターの更新問題は解決する。さらに、ペレットならば、農家自身が自分の都合のよい時期に、手持ちの

ブロードキャスターや背負い動散で散布できるため、市からの堆肥散布補助金はあてにしなくてもよくなるし、散布時期が遅いという苦情も解消し、3つめの課題が解決する。さらに肥料工場を第三セクターか、あるいは別会社化すれば、4つめの課題も解決する。「現在抱える課題は、ゆうきセンターの運営方法を見直すよい機会になった」と田中さんは言う。

とはいえ、肥料工場建設には莫大な費用がかかり、補助事業なくしては実現できないだろう。肥料製造の技術的な問題もある。けれども、これを夢物語として語っているのではない。この肥料工場計画は、阿賀野市の「バイオマスタウン構想」にも組み込まれているし、農林水産省の「有機農業モデルタウン」事業の取り組みにも関連する。昨年2月には「ゆうき検討委員会」を組織し、堆肥センターの展望について繰り返し話し合いが行われている。だから、近い将来実現可能な「現在進行中の計画」なのだ。

田中さんからお話を伺っているうちに、晩秋の短い陽が傾き始めた。今日の堆肥散布作業もそろそろ終わり。餌を食んでいた白鳥も次々と瓢湖へ帰っていく。毎年、秋撒き堆肥の散布が全て終了すると間もなく雪が舞い出す。ささかみの冬はもう間近だ。(つづく)

認定事業者が認定事項等を変更する場合について

JAS法施行規則第46条第1項第1号ニ（認定に当たりの条件の付与）の（4）に、「認定事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認定事項を**変更しようとするとき**又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、**あらかじめ**登録認定機関にその旨を通知すること。」と認定事業者が**事前に通知することを求めています**。

※ 認定事項の変更とは

氏名または名称、住所、農林物資の種類、生産方法、圃場の所在地・面積、生産・保管の施設、生産行程管理および格付規程、生産行程担当者および格付担当者などに変更があったとき。

有機農産物生産行程管理者

菅原 専一さん

(みずほ生産者グループ代表)



山形県東田川郡
庄内町 在住

■ 有機農業を志したきっかけは何ですか？

環境とか安全とか哲学をもって始めた人と違って、私の場合は親からの借金を子供たちに残さない、迷惑をかけられないという負の理由からです。子供たちには、自分の好きな夢を持って生きてもらいたい、親としての責任感が、いま振り返ると一番の理由だった気がします。

昭和45年ごろから平成のいまにかけて、圃場の規模拡大や大型機械の導入、それに合わせた村ぐるみの農薬散布が、ごく当たり前に行なわれてきました。そんな時代に、田んぼに這いつくばって草取りすることを、多くの農家は理解できず「よくそんなことをやるなあ」と奇異の目でみていましたが、心ある人は、汗をかきながら仕事をする私たちの姿を見て、陰で応援してくれました。

有機農業は、隣の田んぼの人との交流、向こう三軒両隣の人と仲良くし理解を得ないとなかなかできません。唯我独尊では村社会で孤立してしまいますし、このすばらしい有機農業を多くの農家に伝えていくことも、有機農家としての私たちの務めかなと思っています。

■ 有機農業をやってきて、変わったことがありますか？

借金を返し終え、少し生活に楽しさを感じています。地域の人たちもそんな私たちを見て「あ

いつは頑張っている」と認めてくれるようになり、農協も私の田んぼには特に配慮をして農薬が飛散しないよう気遣ってくれています。

3年前から体調を考え、次善の策として除草のために導入したアイガモの泳ぐ姿や、通年沼地（ビオトープ）に咲く蓮の花を見に多くの人が訪れるようになりました。今までの除草機押しや手取り除草よりも、このほうが一般の方たちは「これが有機なんだ！」と実感し理解されるようです。自分の中では不思議な感じです。

■ どんなところが自慢の点ですか？

ここ庄内を舞台にした映画「おくりびと」、鶴岡市出身の作家・藤沢周平氏の「たそがれ清兵衛」などが話題になり、「鳥海山」「月山」の勇姿を世界中の人々が見ていると思うと感動します。そして、ここで日々生活し農業ができることに感謝しています。

私たち「みずほ生産者グループ」の理念の原点はこの「鳥海山と月山」の山々から始まりました。ここから採取した土より微生物・菌体を培養し、さらに米ぬか、ミネラル、天外塩、発酵鶏糞、クン炭等を混ぜ合わせ、半年間かけて醗酵させた「ボカシ」を肥料として使ってきました。これを製品化した肥料が「めぐみ」です。微生物の先生や肥料会社の協力と、グループの創設者・佐藤秀雄さんの持つ感性で作られました。

この「めぐみ」で有機の米作りが飛躍的に進歩したと思っています。

私たちグループの会員は庄内の北から南まで25km以上離れています。共同施設は作らず、個々で機械を所有し、先祖から受け継いだ倉を使用しています。背伸びをせず、物を大切にすることが補助金農政よりもコスト削減ができます。ほとんどの会員は販売額の約5割の実収入を得ることが可能になりました。

■ どんな点が悩みですか？

有機で米作りをするには、禁止物質の飛散防

止の緩衝帯を設ける必要があるなど、ある程度の集積した田んぼが必要です。うちの田んぼの約6割はまとまっていますが、残り4割は飛び地なので、耕作面積の拡大が難しい環境です。

今後の課題は消費者の皆さんに有機農業の現場をもっと知ってもらい、有機農家になぜ低農薬米（緩衝帯部分の米）があるのかなど、生産の実態を理解していただくよう、言葉に出していく時期になったと考えています。

■ これからの希望は何ですか？

経済不況といわれる中でも、おかげさまで私たちの米の購入希望者は増えているようです。私たちはこれからも、この地域の自然や生物と一緒に有機農業を続けていきますから、消費者

にはぜひ応援団になってほしい。野球やサッカーのチームを応援するように、農業を応援してください。

個人的には、都会へ出ている子どもたちが孫を連れて年に一度帰ってくる、そういう故郷を守っていきたいと思っています。

■ 生産物はどこで手に入りますか？

「大地を守る会」「らでいっしゅぼーや」「ナチュラルハウス」「オーサワジャパン」などで販売しています。みずほ生産者グループのHPからもリンクしていますので、ご覧ください。

みずほ生産者グループ

http://www17.ocn.ne.jp/~mizuho_g/index.htm

有機加工食品生産行程管理者

第一コーヒー

代表者：代表取締役 高橋良祐

◆ どんな企業ですか？

戦前に満州（中国東北部）でコーヒーを取り扱っていたので、昭和25年に会社を設立、1990年代にトランスフェア公平貿易に加入し、有機農産物の輸入加工を始めました。

東京本社、大阪支店、静岡工場をもち、全国に販売しています。

◆ どんな商品を製造・販売していますか？

有機レギュラーコーヒー200gから業務用、生豆も。有機紅茶は、リーフティ（100g）がセイロンウバとダージリン、ティーバッグ（20パック入り）がセイロンウバとダージリン、アールグレイ、その他、有機液体アイスコーヒー、有機インスタントコーヒーなど。

◆ どのような経営活動をしていますか？



有機農産物であっても、店頭にならぶ商品が加工されてから1年以上経過したものでは、本来の美味しさを伝えることはできず、感動も生まれません。

当社の有機コーヒー・紅茶は、基本的に収穫された時から1年で完売いたします。新鮮な有機原料が味と香りをつくり、高い品質の商品となります。

また、よりよい品を最高の状態で提供するために、コーヒー・紅茶の生産者組合から直接購入し、味や香りを大切にするために、お客様から注文を受けてからロースト・加工しています。

業務用、小売用いずれも製造から流通まで、お客様の要望に対応し一貫して管理できることがわが社の自慢です。最終的にお客様の口に入るものとして最良の状態でお届けできるよう生産管理しております。

◆ **どこで購入できますか？**

自然食料品店各店で取り扱っていますが、
本社までお問い合わせください。

東京都港区東麻布 3-10-1 本社売店

電話 03-3583-4571

下記のサイトにもリンクされています。

わかちあいプロジェクト

<http://wakachiai.com/shop/coffee/index.html>

地方自治体のすすめる有機農業支援制度は…

平成18年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」において、国と地方公共団体はそれぞれ、有機農業を推進する法制上・財政上の措置を講ずることが責務と定められました。これを受けて、都道府県をはじめとした地方自治体でも有機農業推進計画が策定され、または検討中です。

皆さんのいらっしゃる地方自治体ではどうでしょうか。地域によって様々な政策が展開されていますので、随時ご紹介していきます。支援制度のない地域では、自治体への働きかけの参考にしてください。今回は鹿児島県の事例です。

鹿児島県の有機JAS認定手数料助成制度について

鹿児島県では、有機JAS認定取得に向けた取組の拡大を図るため、平成20年度から有機JAS農産物としての認定を（1）新たに受ける場合や、（2）規模拡大を行う場合に必要となる認定手数料の一部を助成しています。詳細は以下のHPで

<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodou/nogyo/gizyutu/kankyo/yuuki/yuukijas.html>

■ 助成制度の交付対象者

以下のすべてに該当する者。

- （1）鹿児島県内に在住する農業者
- （2）鹿児島県内にほ場を有する農業者
- （3）有機農産物の生産行程管理者

■ 助成制度の対象となる取り組み

次の2つの取組にかかる経費が対象となります。

- 1 新規に有機JAS認定を取得した際に要した認定手数料
- 2 1年間のうちに規模拡大を行い、新たに発生した有機JAS認定取得に係る継続手数料
（注1）手数料については、登録認定機関による認定審査費用をいい、交通費、宿泊費は除きます。
（注2）平成21年度については、平成21年1月1日から12月31日までの取組を対象とします。

■ 助成率

助成対象となる取組（上の注2参照）	助成対象経費	助成率
新規に有機JAS認定を受けた取組	認定取得に係る手数料	1年目 1/2以内 2年目 1/3以内
前年と比較して有機JASほ場の規模を拡大する取組	新たに増加する認定取得に係る手数料 ただし50アールごとに5,000円/年	3年目 1/4以内 ただし、助成の上限は年間30,000円/1件とする。

講習会のご案内

有機JAS検査員研修会

会場および開催日

開催地	定員	開催日	開催場所
仙台	50名	平成22年1月20日(水)～21日(木)	仙台国際センター 白かし1 宮城県仙台市青葉区青葉山無番地
札幌	50名	平成22年1月27日(水)～28日(木)	ホテルノースイン札幌 北農健保会館 3階大会議室 札幌市中央区北4条7丁目1-4
東京	50名	平成22年2月4日(木)～5日(金)	三菱総合研究所 セミナー室A 東京都千代田区大手町2-3-6
熊本	50名	平成22年2月16日(火)～17日(水)	崇城大学市民ホール(熊本市民会館) 第5.6会議室 熊本市桜町1番3号
大阪	50名	平成22年2月23日(火)～24日(水)	大阪リバーサイドホテル 大阪市都島区中野町5-12-30

- * 開催時間はいずれも1日目は13:30～18:00、2日目は9:20～16:00の予定
- * 食事および宿泊は各自でご用意ください。
- * 駐車場の準備はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

目的

検査員に必要な知識の習得と更なる技術向上

参加資格

有機農産物および有機加工食品の検査員およびこれらを目指す方。

修了すると

研修を修了した方には受講証明書を発行いたします。



申し込み

登録認定機関でとりまとめて実施機関に申し込むので、参加希望の方はメールまたはファックスにて有機中央会へお申し込みください。

有機中央会事務局

Email: jimukyoku@yu-ki.or.jp

FAX: 03-5812-7370

- * 締め切りは各開催日の2週間前までとなっていますが、定員になり次第締め切りとなるため、早めのお申し込みが必要です。